

18	B 14	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番23号(永久寺)	
19	B 14 - 3	山門	1棟	金沢市東山2丁目14番23号(永久寺)	
20	B 15	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番22号(来教寺)	
21	B 15 - 3	山門	1棟	金沢市東山2丁目14番22号(来教寺)	
22	B 23	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番3号	
23	B 27	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番7号	
24	B 28	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番7号	
25	B 50	主屋	1棟	金沢市東山1丁目3番24号	
26	B 51	主屋	1棟	金沢市東山1丁目3番24号	
27	B 76	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番2号	
28	B 77	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番1号	
29	B 78	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番1号	
30	B 84	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番33号	
31	B 84 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目4番33号	
32	B 94	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番27号	
33	B 96	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番24号	
34	B 102	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番20号	
35	B 107	主屋	1棟	金沢市東山1丁目8番8号	
36	B 115	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番3号	
37	B 115 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目9番3号	
38	B 124	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番11号	
39	B 125	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番11号	
40	B 126	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番11号	
41	B 126 - 2	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番11号	
42	B 127	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番12号	
43	B 129	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番12号	
44	B 132	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番1号	
45	B 132 - 2	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番1号	
46	B 133	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番2号	
47	B 134	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番14号	
48	B 140	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番4号	
49	B 142	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番5号	
50	B 147	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番9号	
51	B 158	主屋	1棟	金沢市東山1丁目28番3号	
52	B 160	主屋	1棟	金沢市東山1丁目28番3号	
53	B 165	主屋	1棟	金沢市東山1丁目28番8号	
54	B 176	主屋	1棟	金沢市東山1丁目30番12号	
55	B 198	主屋	1棟	金沢市東山1丁目31番14号	
56	B 222	主屋	1棟	金沢市鷺町30番	
57	B 230	附属屋	1棟	金沢市鷺町3番	
58	B 231	主屋	1棟	金沢市鷺町3番	
59	B 252	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番12号	
60	B 252 - 2	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番12号	
61	B 257	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番16号	
62	B 259	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番1号	
63	B 260	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番2号	
64	B 269	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番14号	

65	B 273	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番10号	
66	B 281	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番6号	
67	B 282	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番5号	
68	B 285	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番3号	
69	B 286	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番2号	
70	B 287	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番2号	
71	B 296	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番23号	
72	B 306	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番21号	
73	B 310	主屋	1棟	金沢市東山2丁目5番8号	
74	B 334	主屋	1棟	金沢市東山2丁目4番2号	
75	B 334 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山2丁目4番2号	
76	B 342	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番28号	
77	B 351	主屋	1棟	金沢市東山2丁目2番13号	
78	B 352	主屋	1棟	金沢市東山2丁目2番1号	
79	B 359 - 2	主屋	1棟	金沢市東山2丁目1番21号	
80	B 362	主屋	1棟	金沢市東山2丁目1番13号	
81	B 370	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番11号	
82	B 398	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番5号	
83	B 407	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番12号	
84	B 408	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番12号	
85	B 411	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番6号	
86	B 413	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番5号	
87	B 415	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番4号	
88	B 416	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番4号	
89	B 417	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番3号	
90	B 422	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番28号	
91	B 423	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番27号	
92	B 453	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番14号	

番号	保存計画番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
1	Z 1	本堂	1棟	金沢市東山1丁目23番17号 (西源寺)	
2	Z 1 - 3	鐘楼	1棟	金沢市東山1丁目23番17号 (西源寺)	
3	Z 2	本堂	1棟	金沢市東山1丁目31番5号 (寿経寺)	
4	Z 3	本堂	1棟	金沢市東山1丁目38番1号 (観音院)	
5	Z 3 - 2	庫裡	1棟	金沢市東山1丁目38番1号 (観音院)	
6	Z 7	主屋	1棟	金沢市東山1丁目1番4号	
7	Z 9	主屋	1棟	金沢市東山1丁目1番6号	
8	Z 11	主屋	1棟	金沢市東山1丁目1番8号	
9	Z 12	主屋	1棟	金沢市東山1丁目1番8号	
10	Z 12 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目1番8号	
11	Z 13 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目1番12号	
12	Z 19	主屋	1棟	金沢市東山1丁目17番7号	
13	Z 22	主屋	1棟	金沢市東山1丁目17番9号	
14	Z 22 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目17番9号	
15	Z 51	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番26号	
16	Z 52	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番2号	
17	Z 56	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番6号	

18	Z 62	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番9号	
19	Z 63	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番11号	
20	Z 65	主屋	1棟	金沢市東山1丁目33番12号	
21	Z 66	主屋	1棟	金沢市東山1丁目35番8号	
22	Z 74	主屋	1棟	金沢市東山1丁目31番6号	
23	Z 78	主屋	1棟	金沢市東山1丁目31番10号	
24	Z 80	主屋	1棟	金沢市東山1丁目31番11号	
25	Z 86	主屋	1棟	金沢市東山1丁目23番18号	
26	Z 87	主屋	1棟	金沢市東山1丁目23番19号	
27	Z 90	主屋	1棟	金沢市東山1丁目16番10号	
28	Z 96	主屋	1棟	金沢市東山1丁目15番13号	
29	Z 96 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目15番13号	
30	Z 104	主屋	1棟	金沢市東山1丁目15番1号	
31	Z 105	主屋	1棟	金沢市東山1丁目6番9号	
32	Z 106	主屋	1棟	金沢市東山1丁目6番11号	
33	Z 110	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番13号	
34	Z 110 - 2	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目5番13号	
35	Z 110 - 3	土蔵	1棟	金沢市東山1丁目5番13号	
36	Z 111	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番14号	

別表第2 工作物

M：森山校下 B：馬場校下 Z：材木校下

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	M工1	石積	1式	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
2	M工1-2	石高欄	1式	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
3	M工4	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目14番8号(円光寺)	土堀含まず
4	M工5	石段	1式	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	
5	M工5-2	石積	1式	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	土堀含まず
6	M工6	石積	1式	金沢市東山2丁目25番73号(真成寺)	側面
7	M工9	石積	1式	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	
8	M工9-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	土堀含まず
9	M工11	石橋	1式	金沢市東山2丁目17番1号(蓮華寺)	
10	M工12	石道	1式	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
11	M工14	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	土堀含まず
12	M工14-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	高欄・石積含む
13	M工14-3	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	土堀含まず
14	M工15	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	土堀含まず
15	M工15-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	土堀含まず
16	M工15-3	石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	
17	M工17	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目19番43号(本光寺)	土堀含まず
18	M工19	基壇石積	1式	金沢市山の上町1番43号(月心寺)	土堀含まず
19	M工20	石段	1式	金沢市山の上町1番34号(本法寺)	
20	M工20-2	基壇石積	1式	金沢市山の上町1番34号(本法寺)	土堀含まず
21	M工22	石段	1式	金沢市山の上町5番1号(光覚寺)	
22	M工22-2	石積	1式	金沢市山の上町5番1号(光覚寺)	
23	M工301	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目11番36号	
24	B工2	石積	1式	金沢市子来町57番(宝泉寺)	
25	B工2-2	石段	1式	金沢市子来町57番(宝泉寺)	

26	B工4	石高欄	1式	金沢市東山1丁目30番8号(宇多須神社)	
27	B工4-2	基壇石積	1式	金沢市東山1丁目30番8号(宇多須神社)	玉垣含まず
28	B工4-3	基壇石積	1式	金沢市東山1丁目30番8号(宇多須神社)	玉垣含まず
29	B工6	石廟	1式	金沢市東山2丁目10番10号(慈雲寺)	
30	B工9	石道	1式	金沢市東山2丁目11番23号(蓮昌寺)	
31	B工10	石段	1式	金沢市鷺町41番1号(宗龍寺)	
32	B工10-2	基壇石積	1式	金沢市鷺町41番1号(宗龍寺)	土堀含まず
33	B工11	石段	1式	金沢市鷺町48番(広昌寺)	
34	B工11-2	敷石	1式	金沢市鷺町48番(広昌寺)	
35	B工11-3	石積擁壁	1式	金沢市鷺町48番(広昌寺)	
36	B工11-4	土堀	1式	金沢市鷺町48番(広昌寺)	
37	B工14	石積	1式	金沢市東山2丁目14番23号(永久寺)	
38	B工14-2	石段	1式	金沢市東山2丁目14番23号(永久寺)	
39	B工14-3	石道	1式	金沢市東山2丁目14番23号(永久寺)	
40	B工15	石段	1式	金沢市東山2丁目14番22号(来教寺)	
41	B工15-2	基段石積	1式	金沢市東山2丁目14番22号(来教寺)	土堀含む
42	B工15-3	基段石積	1式	金沢市東山2丁目14番22号(来教寺)	土堀含まず
43	Z工3	石段	1式	金沢市東山1丁目38番1号(観音院)	

別表第3 環境物件

M：森山校下 B：馬場校下 Z：材木校下

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	M環3	庭園	1式	金沢市東山2丁目14番59号(妙心寺)	
2	M環10	石積水路	1式	金沢市東山2丁目14番11号(常福寺)	
3	M環11	石積水路	1式	金沢市東山2丁目17番1号(蓮華寺)	
4	M環12	石積水路	1式	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
5	M環19	庭園	1式	金沢市山の上町1番43号(月心寺)	
6	M環21	庭園	1式	金沢市山の上町4番11号(心蓮社)	
7	M環22	庭園	1式	金沢市山の上町5番1号(光覚寺)	
8	M環301	石積水路	1式	金沢市東山2丁目684番~672番	
9	M環302	石積水路	1式	金沢市東山2丁目648番~612番	
10	B環2	樹木	1本	金沢市子来町57番(宝泉寺)	五本松
11	B環4	石積水路	1式	金沢市東山1丁目30番8号(宇多須神社)	
12	B環12	庭園	1式	金沢市東山2丁目14番33号(玄門寺)	
13	B環501	石積水路	1式	金沢市東山1丁目796番1号	

別表第4

## 伝統的建造物の修理基準

主としてその外観を維持し、整備し又は復元するための修理とする。

別表第5

伝統的建造物以外の建築物等の修景基準 (助成対象)

		寺 社				町 家 等	
		本 堂	庫裏・社務所	山 門	その他の建築物		
建	敷 地 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。</li> <li>ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として現状維持とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。</li> <li>ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。</li> <li>ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として現状維持とする。</li> <li>歴史的に継承された敷地割を踏襲する。</li> </ul>	
	位置・規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等が残る場合は、可能な限り復原する。</li> <li>本堂・社に隣接した場所とし、道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。</li> <li>規模は本堂・社を超えないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。</li> <li>ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。</li> <li>ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。</li> </ul>	
	構 造		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造とする。</li> <li>階数は2階建以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造とする。</li> <li>階数は2階建以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造とする。</li> <li>階数は2階建以下とする。</li> </ul>
	高 さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>庇は必要に応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として切妻平入りとし、通りに面して玄関を設ける。</li> <li>黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒瓦葺又は金属板葺と</li> </ul>
築	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として切妻平入りとし、通りに面して玄関を設ける。</li> <li>黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</li> <li>勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。</li> </ul>		
	外	<ul style="list-style-type: none"> <li>庇は必要に応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒瓦葺又は金属板葺と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒瓦葺又は金属板葺と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒瓦葺又は金属板葺と</li> </ul>		

物	意匠	部	庇	<p>じて設置し、黒瓦葺、黒系金属板又は銅板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配は伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>		<p>し、軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。</p>
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押縁下見板張り又は縦羽目板張り及び漆喰壁とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的様式に基づくものとする。</li> </ul>	
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は木製とし、形態は伝統的様式に基づくものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は木製とし、形態は伝統的様式に基づくものとする。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石、木、土、漆喰、弁柄等の伝統的材料を用いる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・石、木、土、漆喰、弁柄等の伝統的材料を用いる。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木部は生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木部は生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色とする。</li> </ul>	
	設備機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から直接見えにくい場所に配置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。</li> </ul>	
工	門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古写真、資料、履歴等が残る場合、可能な限り復原する。</li> <li>・構造は原則として伝統的構法によるものとし、形式は伝統的建造物に準ずる。</li> <li>・外部意匠は伝統的建造物に準ずる。</li> <li>・材料は伝統的材料を用いる。</li> <li>・木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致に調和した瓦若しくは金属版葺の小屋根を持ち、扉は木製の板戸又は格子戸とする。</li> <li>・位置や高さは、周囲の伝統的な門と調和させる。</li> </ul>		

作 物	土塀・板塀		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致に調和した屋根付の板塀若しくは漆喰塗塀とする。</li> <li>・位置や高さは、周囲の伝統的な塀と調和させる。</li> </ul>
	石 段		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の伝統的な石段の形態にならう。</li> </ul>
	石 積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の伝統的な石積の形態にならう。</li> </ul>
環 境 要 素	垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。</li> <li>・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。</li> <li>・生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。</li> </ul>
そ の 他	共 通 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この基準に拠りがたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長及び金沢市教育委員会が許可する。</li> </ul>	

別表第6

伝統的建造物以外の建築物等の許可基準（助成対象外）

		寺		社		町 家 等
		本 堂	庫裏・社務所	山 門	その他の建築物	
建	敷 地 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現状維持とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現状維持とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現状維持とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現状維持とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として現状維持とする。</li> </ul>
	位 置 ・ 規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。</li> <li>・道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。</li> <li>・道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として履歴を考慮した位置、規模とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図る。</li> <li>・やむを得ず、壁面を周囲の伝統的建造物の壁面線より後退させる場合は、原則として門、塀、垣等を設ける。</li> </ul>
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木造とする。</li> <li>・原則として平屋建とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木造とする。</li> <li>・原則として2階建以下とする。ただし、敷地の形状等からやむを得ず3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木造とする。</li> <li>・形式は周囲の伝統的建造物に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木造とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、歴史的風致と調和させる。</li> <li>・階数は3階建以下とする。3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階の壁面から1.8m以上後退させる。</li> </ul>



<p>部 意 匠</p>	<p>高 さ</p>		<p>面から1.8m以上後退させる。</p>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。</li> <li>・3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2階の屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。</li> <li>・3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。</li> </ul>	
	<p>外 部</p>	<p>屋 根</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切妻又は入母屋とし、黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。(金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。)</li> <li>・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> <li>・向拝を設けるよう努め、設ける場合は建物規模や形態に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。(金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。)</li> <li>・主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。(金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。)</li> <li>・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。(金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。)</li> <li>・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として切妻平入りとし、道路等に面して玄関を設ける。</li> <li>・黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。</li> <li>・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。</li> </ul>
		<p>庇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇又はこれに類するものを設け、黒瓦葺又は金属板葺とする。</li> </ul>
		<p>外 壁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材を多く使い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材を多く使い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材を多く使い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材を多く使い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材を多く使い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>
	<p>匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は原則として木製とし、やむを得ず木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は原則として木製とし、やむを得ず木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は原則として木製とし、やむを得ず木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は原則として木製とし、やむを得ず木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴</li> </ul>	



物	開口部	製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	史的風致と調和させる。
	材 料	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。	・歴史的風致と調和した材料とする。
	色 彩	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。	・歴史的風致と調和させる。
	設備機器等	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。		・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。	・原則として道路等から見えないような配置・形状とする。
工	門・土堀 ・板堀	・原則として位置や規模は履歴を考慮したものとする。 ・構造、形態、外部意匠、材料及び色彩は歴史的風致と調和させる。				・歴史的風致と調和させる。
	階 段 擁 壁					
作	屋外広告物	・歴史的風致と調和させる。 ・掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。				・歴史的風致と調和させる。 ・掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告は設けない。
環 境 要 素		・歴史的風致と調和させる。				
車庫・倉庫等		・歴史的風致と調和したものとする。				
自動販売機		・歴史的風致と調和させる。				
木竹の伐採 ・植 栽		・伐採・植栽後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土地の形質 の 変 更		・変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土砂類の採取		・採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
そ の 他	共 通 事 項	・金沢市景観計画で定める景観形成基準を遵守すること。 ・この基準に拠りがたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長及び金沢市教育委員会が許可する。				

平成23年(2011年)4月1日 印刷  
平成23年(2011年)4月1日 発行  
定価 120円

発行人 発行所 印刷所  
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄